

持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場指定要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という）が、農場 HACCP 認証を取得した認証農場の中で、SDG s（持続可能な開発目標）等の社会的ニーズに対応している認証農家を、「持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場」として指定し、令和7年4月～10月にかけて開催される大阪・関西万博の食材の「持続可能性に配慮した調達コード」を満たす畜産物の供給拡大、海外への国産畜産物の輸出の推進等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「持続可能性配慮の農場 HACCP」とは、「農場 HACCP」による飼養衛生管理に、SDG sに関連する労働安全、環境管理、アニマルウェルフェア及び人権尊重の視点を取り込んだ農場管理（以下「持続管理」という）を加えたものをいう。

2 また、「持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場」とは、第3条の指定要件に適合するものとして中央畜産会が指定した畜産農場をいう。

(指定要件)

第3条 指定要件は次に掲げるとおりとし、その全てを満たす農場を「持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場」として指定する。

- (1) 農場 HACCP 認証農場であること。
- (2) 持続管理チームが編成され、責任者及びチーム員が任命されていること。
- (3) 持続管理による運営が行われていること。（別紙に定める確認リストをもとに確認）

(指定申請)

第4条 申請者は、申請書（様式第1号）及び添付書類を、中央畜産会会長（以下「会長」という。）に電子ファイルで提出するものとする。（やむを得ない場合は紙媒体でも可）

2 第1項の提出書類は、非公開情報として取り扱い、申請者の事前の承諾なしに、これらの非公開情報の全部または一部を第三者に開示しない。

(指定手数料)

第5条 指定手数料は3万円とする。

- 2 中央畜産会は、指定を受ける畜産農場に対し指定手数料を請求し、請求を受けた農場は、指定手数料を銀行振り込みで納付するものとする。

(指定の有効期間)

第6条 指定の有効期間は1年間とする。

(指定書の交付及び公表)

第7条 会長は、指定申請があった畜産農場について、指定要件を満たしている申請農場に対して「持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場指定書」(様式第2号)を交付するとともに、ホームページで当該農場を公表するものとする。

(指定の取消し)

第8条 会長は指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

- (1) 第4条に規定する申請書等に虚偽が明らかになったとき。
- (2) 第3条に規定する指定要件を満たさなくなったとき。

(現地調査)

第9条 中央畜産会は、本要領の適正な実施を図るため、必要に応じて現地調査等を行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場の指定に関し必要な事項は、別に会長が定めることができる。

様式第 1 号

「持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場」指定申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 中央畜産会
会 長 森山 裕 殿

申請者 住 所:
組織名:
代表者氏名(役職名も含む):
印
TEL:
E-Mail:

「持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場」の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 農場 HACCP 認証の取得状況
【農場 HACCP 認証書を添付】
 - ・認証農場名:
 - ・認証番号:
 - ・認証期限:
2. 当該認証農場で飼養している家畜の種類及び飼養頭数
3. 持続管理チームの編成
【持続管理チーム編成表を添付】
4. 持続管理に関する管理・運営
【別紙の「持続管理に関する確認表」を添付】

様式第2号

持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場指定書

指定年月日:

指定番号 :

農場名:

代表者名:

農場所在地:

対象家畜:

上記の者は、持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場指定要領に基づき、申請書等の内容を確認した結果、「持続可能性配慮の農場 HACCP 認証農場」として指定します。

指定有効期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

公益社団法人 中央畜産会

東京都千代田区外神田2丁目16番12号

会 長 森山 裕

(別紙) 持続管理に関する確認表

注) 以下に示された□の確認項目について、☑ (実施されている) が必要です (ただし、■ (該当しない) は除く)。

また、参考資料として、別記様式1、別記様式2、別記様式3及びアニマルウェルフェアに関するチェックリスト (家畜の飼養管理、家畜の輸送) も添付する必要があります。

1. 労働安全

(1) 危険な可能性のある作業に関する防止対策の実施

以下に示された農場の飼養生産管理における危険な可能性のある作業等について、リスク評価され、防止対策が作成・実施されている場合に☑を記入する (農場での作業が該当しない場合は■を記入)。

なお、参考資料として、別記様式1 (労働安全に関するリスク・対策・実施状況 (一覧表)) を添付する。

- 家畜との接触を伴う作業
- 畜舎設備・機械 (バーンクリーナー等) の使用
- トラクター・荷物運搬車両 (フォークリフト等) の使用
- 草刈り機の使用
- 重量物の取り扱いの作業
- 農薬及び消毒薬の使用等
- 農場内の危険な場所や環境下 (高所、酸素欠乏の可能性のある施設、暑熱環境等) での作業

(2) その他の対策

以下に示された対策を行っている場合に☑を記入する。

- 危険を伴う作業には安全を確保する上で適切と考えられる作業員が担当している。
- 事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるための取り組みを行っている。
- 設備・機械の事故防止のための取り組みを行っている。
- 使用している設備・機械及び運搬車両について、生産物の汚染や事故を防ぐための取り組みを行っている。

2. 環境管理

(1) 農場で発生する家畜排せつ物について、以下に示された保管・管理等がされている場合に☑を記入する。(ただし、飼養規模が牛 10 頭未満、豚 100 頭未満、鶏 2,000 羽未満の場合は■を記入)

- 堆肥や固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう）で築造し、適当な覆い及び側壁を設置して保管・管理している
- 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽で保管・管理している
- 定期的に家畜排せつ物の管理施設を点検し、施設や設備が破損している時は早急に修理している
- 家畜排せつ物の年間の発生量等について記録している

(2) 農場で発生する廃棄物及び排出水（家畜の尿、畜舎洗浄水等）について、以下に示された保管・管理等がされている場合に☑を記入する。

- 廃棄物について、環境を汚染しない方法で保管している。
- 産業廃棄物の収集運搬・処分等を委託する場合、マニフェスト（産業廃棄物管理票）、委任状等により管理している。
- 生産工程で発生する排出水（家畜の尿、畜舎洗浄水等）について、環境を汚染しない方法で適切に処理・排水している。

(3) 農場における資源の有効利用、周辺環境への配慮として、以下に示された取り組みが行われている場合に☑を記入する。

なお、参考資料として、別記様式 2（環境管理（資源の有効利用、周辺環境への配慮）に関する内容・実施状況（一覧表））を添付する。

- ・家畜排せつ物の利用促進
 - ・良質なたい肥の生産
 - ・省エネのための取り組み
 - ・廃棄物の削減の努力
 - ・土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な利用等（自給飼料生産を行っている場合）
 - ・その他の取り組み
- 示された取り組み項目のうち、2つ以上を実施している。

3. アニマルウェルフェア

(1) 以下に示されたアニマルウェルフェアに関する技術的指針（農林水産省畜産局長通知）を理解している場合に☑を記入する。

- 飼養管理に関する技術的な指針（農場が飼養している畜種（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏又はブロイラー））
 - 家畜の輸送に関する技術的な指針
 - 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針
- (2) 家畜の飼養管理に関する技術的な指針に関するチェックリスト（農林水産省畜産局畜産振興課作成）について、以下に示された取り組みを実施している場合にを記入する。
- なお、参考資料として、別記様式3（家畜の飼養管理に関する技術的指針に関するチェックリストの達成状況）及び点検済みのチェックリスト表を添付する。
- 該当する畜種のチェック項目の7割以上が実施されている。
 - チェックリストの点検の記録が残されている。（該当しないチェック項目は除く）
- (3) 家畜の輸送に関する技術的な指針に関するチェックリストについて、以下に示された取り組みを実施している場合にを記入する。
- なお、点検済みのチェックリスト表を添付する。
- チェック項目が実施されている。
 - 輸送を委託する外部業者に対し、技術的な指針の内容を遵守するよう依頼している。
- (4) 安楽死をさせなければならない場合に備えた準備として、以下に示された取り組みを実施している場合にを記入する。
- 安楽死に携わる者が、安楽死に関する知識や技能の習得に向けた取り組みを行っている。

4. 人権への配慮

以下に示された人権尊重に向けて意識すべき項目について理解するとともに、必要な取り組みが実施されている場合にを記入する。（ただし、該当しない項目についてはを記入）

- 強制労働の禁止
 - ・労働者の自由な意思に反する雇用や労働の強制を行わない
 - ・労働は強制されるものではなく、労働者の退職や移動等の権利は保証される
- 児童労働の禁止
 - ・就業最低年齢（原則15歳）に達していない児童を雇用しない
 - ・18歳未満の年少者を健康や安全が損なわれる恐れのある危険業務に従事させない

い

- 差別の排除
 - ・人種、皮膚の色、宗教、性別、政治的意見、国民的出身、社会的出身、性的志向・性自認、障害の有無など「遂行すべき業務と何ら関係のない属性」に基づく差別的待遇を行わない
- 外国人労働者の権利の尊重
 - ・外国人労働者の立場の脆弱性を理解するとともに、外国人労働者の人権を尊重する
- 労働条件・労働環境の改善
 - ・使用者と労働者との間の労働条件、労働環境、労働安全等の意見交換を行う（年1回以上）
 - ・全ての労働者が労働組合を結成し、加入する（加入しない）権利を尊重する
 - ・組合活動や団体交渉活動をする労働者は、差別的行為や不利益扱いに対して十分な保護が与えられる
- 過剰・不当な労働時間の禁止
 - ・法令で認められた限度を超えて労働者を働かせない
 - ・十分な休日・休憩の確保と自由な利用を含め、労働者の労働時間を適切に管理する
- 適切な労務管理の実施
 - ・労働者名簿の整理
 - ・外国人労働者を採用する場合の在留許可があり就業可能であることの確認
 - ・文書による労働条件の提示
- 公正な賃金の支払い
 - ・使用者は、法定最低賃金以上の賃金を支払う
 - ・賃金は適切な方法で支払う
- 暴力とハラスメントの禁止
 - ・職場におけるハラスメントを防止するために、事業主が雇用管理上講ずべき措置が指針において定められており、実際に事案が発生した場合、事業主は雇用管理上の措置義務に基づき適切に対応する
- 先住民・地域住民の権利の保護
 - ・農場活動による先住民や地域住民への負の影響を防止する
- 消費者の安全と知る権利

- ・関連法令（食品表示法等）で規定されている表示方法を理解し、適切な表示を行う

5. その他

以下に示された取り組みを行っている場合に☑を記入する。（ただし、該当しない項目については■を記入）

（知的財産の保護）

- 知的財産を保護するための取り組みを行っている。

（外部組織の管理）

- 外部委託する作業について、農場が定めたルールに従うこと等について合意を得ている。

（入場者の衛生管理）

- 健康状態に異常（下痢、嘔吐、発熱、横断等の症状）のある入場者を把握するための健康状態を把握するための手順を文書化し実施している。

（エネルギー等の管理）

- 燃料・オイル類の保管・給油について、火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐための取り組みを行っている。

（動物医薬品の管理）

- 動物医薬品の薬効の確保や誤使用を防ぐための取り組みを行っている。

（食品残差等を利用して製造された飼料）

- 「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、安全確保に取り組んでいる。

（個体識別）

- 家畜を個体もしくは群／畜舎で識別管理している。